

博士学位論文

両大戦間期における海軍と編制権

—人的関係と政策決定過程—

立教大学大学院 文学研究科史学専攻

太田 久元

<目次>

序章

- 第1節 先行研究分析と問題意識
- 第2節 課題と視角
- 第3節 海軍部内の人的構成
 - 第1項 海軍部内の人的構造
 - 第2項 海軍の権力構造における思想的淵源
- 第4節 本論文の構成

第1章 軍部大臣武官制撤廃論議と海軍の対応—海軍の編制権認識を中心として—
はじめに

- 第1節 第一次世界大戦の戦訓研究—戦争指導機関の研究—
 - 第2節 省部関係と大正期における軍令部権限拡大の企図
 - 第3節 議会における軍部大臣武官制撤廃論議と陸海軍の対応
 - 第4節 ロンドン海軍軍縮会議以前における海軍の編制権認識
- おわりに

第2章 財部彪海軍大臣後継問題と編制権問題—大角岑生の動向を中心として—
はじめに

- 第1節 ロンドン海軍軍縮会議と海軍内部の対立—編制権の政治化—
 - 第2節 ロンドン海軍軍縮条約における予後備役将官と薩派の動向
 - 第3節 財部彪海相後任問題
- おわりに

第3章 ジュネーブ一般軍縮会議と国際連盟脱退

- はじめに
- 第1節 ジュネーブ一般軍縮会議に対する海軍の政策
 - 第2節 満州事変後における軍令部の強硬化
 - 第3節 国際連盟脱退に対する海軍の対応
 - 第4節 ジュネーブ一般軍縮会議脱退問題と海軍の対応
- おわりに

第4章 海軍統制構造の変化と省部関係—編制権問題を中心として—
はじめに

第1節 軍令部権限拡大に対する海軍省と軍令部の対立

第1項 軍令部の権限強化

第2項 「海軍軍令部条例」「省部事務互渉規程」の改正提議

第2節 海軍省の妥協と軍令部の権限拡大

第1項 改正に対する軍令部の論理と海軍省の反発

第2項 改正に対する海軍省の妥協

第3節 軍令部権限拡大の主要点

第1項 改正の主要点

第2項 昭和天皇による改正への憂慮

おわりに

第5章 海軍の対外戦略構想と昭和九年度予算問題

はじめに

第1節 第二次海軍補充計画の策定過程

第2節 昭和九年度予算を巡る大蔵省と海軍の対立

第3節 「次期軍縮対策私見」とジュネーブ一般軍縮会議における海軍の方針の比較

第4節 海軍の対外戦略構想の強硬化

おわりに

第6章 「海軍軍縮条約体制」からの脱却と大角人事

はじめに

第1節 「軍政系」「政軍協調系」の衰退

第2節 第二次ロンドン海軍軍縮会議と海軍の対応

第3節 「加藤・末次グループ」の衰退

第4節 大角人事とその後の海軍

おわりに

終章

<博士論文要約>

序章

本論文は、戦間期における海軍の組織構造の研究として、明治憲法第12条、編制権を巡る諸問題を考察していくことで、海軍部内における軍政機関（海軍省）と軍令機関（海軍軍令部）との構造を明らかにすることを目的としている。

そこで、序章では、海軍史、軍事史に関する先行研究を踏まえた上で、統帥権に関する先行研究を整理し、伊藤孝夫氏が論証した憲法第12条いわゆる編制権を巡る対抗関係である①議会对政府、②内閣対軍部、③軍政機関対軍令機関という三つの対抗関係の内、軍政機関対軍令機関の対抗関係について援用し、海軍部内の関係性について明らかにしようと考えた。そこで重視したのが、海軍軍縮会議の問題である。それは、軍縮会議において、軍政機関と軍令機関が検討を加えた事項が兵力量の決定問題、すなわち編制権である常備兵額であるためであった。

さらに、軍政機関と軍令機関との関係性を考察する上で重視したのが、海軍部内の人的関係である。そこで、各時期の海軍部内の人的関係を分析しながら、それがどう軍政機関と軍令機関との関係性に影響を与えたかについて明らかにすることも目的の一つである。こうした海軍の特徴を明らかにする理由は、陸軍と海軍とで建軍過程や、軍政機関、軍令機関の成立過程は相違していたことにある。そのため、陸軍と海軍とでは統帥権と編制権の認識も相違していたと考える。

そこで、編制権に着目し、海軍が統帥権と編制権とが分離して認識し、運用していたことを明らかにした上で、一九三〇年のロンドン海軍軍縮会議以降、海軍においても編制権が統帥権へと包含されていく過程であったことを明らかにする。そして、編制権が統帥権へと包含されていく過程で、海軍における軍政機関、軍令機関の構造がどう変化していったのかを分析し、その対立構造において海軍部内の人的関係が如何に関係していったのか。そして、その人的関係が海軍の政策決定過程に如何に関係していったのかを検討することで、両大戦間期における海軍の編制権認識、運用の変化について考察し、海軍の特質について明らかにする。

また、海軍部内の人的構成について、海軍省勤務を中心とする「軍政系」と、軍令部勤務を中心とする「軍令系」に、海軍の人材は二分化していたことを明らかにした上で、海軍部内の組織構造における思想的淵源が加藤友三郎に代表される海軍省が政府の政策方針下において、海軍の政策を決定する「政軍協調系」の政策志向と、加藤寛治に代表される帝国国防方針の方針下において、海軍の政策を決定する「純軍事系」の政策志向とに分化されることを明示した。この両者の政策志向は、ワシントン会議においてはワシントン海軍軍縮条約の成立に伴い、1923年、新たに帝国国防方針が策定され、国防所要兵力もそれに伴って変更されたことにより、顕在化しなかったが、その政策志向の相違は海軍部内の

底流には存在しており、第一次ロンドン海軍軍縮会議においては、統帥権干犯問題として対立が顕然化したことを指摘した。

第1章

第一次世界大戦後の総力戦に関し、新見政一少佐が参戦各国の最高統帥機関について研究を行い、将来の日本の最高統帥機関についての提言を行った。一方、帝国議会では軍部大臣文官制についての議論が行われており、軍令部を中心に軍令機関の権限拡大を図る人物が表われる。高橋三吉軍令部第一班第二課長は、新見少佐の研究を基に「武官大臣制撤廃ニ関連シ制度改正ノ綱領」の作成し、改正案として「海軍軍令部令」案と「海軍省軍令部関係業務担任規定」案の両案を海軍省との商議にかけた。海軍省においても、堀悌吉大佐を中心に海軍組織の改革案を作成するが、こうした改革案はいずれも実現しなかった。

1920年代、帝国議会における軍部大臣武官制撤廃論議が行われ、1924年には、加藤高明内閣の江木翼内閣書記官長が宇垣一成陸相、財部彪海相と会談し、陸海軍大臣の資格撤廃への賛同を求めた。内閣側から意見を求められた陸海軍は「陸海軍大臣文官制ノ件」を作成し、軍部大臣文官制について「主義トシテ其ノ適当ナルヲ認」めるが、武官制を尊重し、文官制を実施するに当たっては、慎重を期すことを回答した。

こうした議会での軍部大臣武官制撤廃論議は、統帥権、編制権の問題について、議員が質疑し、陸海軍大臣や内閣書記官長が答弁することとなる。内閣法制局の見解では、編制権は統帥権に包含されておらず、また、その見解には海軍省の統帥権や編制権の研究が基になっていた。そして、編制権が海軍において、海軍省（軍政機関）が優位性を保持する要素であった。

第2章

ロンドン海軍軍縮会議における統帥権干犯問題に関する海軍部内の対立の解決のために、兵力量問題が憲法第12条、編制権事項であることを海軍省が理解していながら、「統帥権覚書」として覚書を作成、允裁上奏し、内令一五七号を海軍部内に公布した。このことにより、編制権の問題を統帥権として処理したことは、編制権を統帥権に包含させる契機となった。

また、ロンドン海軍軍縮会議の予後備役将官までを巻き込んだ海軍内部の軍縮賛成派と軍縮反対派の対立の收拾のために、財部彪海相の辞任が不可避となった。その財部海相の後任問題に関して、岡田啓介軍事参議官が安保清種を後継海相とする案を海軍部内で根回しを行った。しかし、財部は浜口雄幸首相や江木翼鉄道相と大角岑生を後継海相とする案を作るが、岡田の根回しによって安保を後継海相とせざるを得なくなる。そして、「軍政系」である大角岑生を「軍令系」へと接近させる契機となった。

第3章

ジュネーブ一般軍縮会議当初の穏健的な方針が、軍令部首脳部に強硬派の伏見宮や高橋三吉が就任するに伴い、軍縮方針が強硬化していったことを指摘した。また、軍令部首脳部に強硬派が就任するきっかけとなったのが、満州事変の勃発であり、その後の大角岑生の海相就任であった。

国際連盟脱退問題に関して、海軍は慎重な姿勢をとったが、それは国際連盟脱退に伴う米英との緊張関係に対応する軍備の充実ができていなかったためであった。海軍は、海軍省軍令部間で戦備の充実や希少鉱物や揮発油などの買入策などが協議されていった。一方、ジュネーブ一般軍縮会議には参加継続となったが、それは軍縮会議からの脱退が起こった場合の更なる国際的非難を避けるためであった。

第4章

1932年の高橋三吉の軍令部次長就任以降行われた戦時大本営の改革や軍令部組織の改編などの軍令部の権限強化が行われた。1933年に入ると、海軍省と軍令部との権限を確定する「海軍軍令部条例」「省部事務互渉規程」の改正が提議された。高橋次長が作成した改正に対する理由書で明記されている軍令部の論理は、「統帥権ノ筋道」を明らかにすることであった。それに対する海軍省の反発を岩村清一海軍省官房先任副官の日記や所見から示した。岩村は、軍令部の改革案が第一次世界大戦におけるドイツの統帥機関に似ていると指摘している。そして、大角海相が交渉妥結を海軍省首脳部に迫り、「軍令部令」「海軍省軍令部業務互渉規程」の成立へと向かっていく。

改正の主要点に関しては、ロンドン海軍軍縮条約において問題となった兵力量決定事項が軍令部の起案権となったことや、軍令部が戦時のみならず平時においても部隊の行動指揮権を持つようになった。軍令部が平時の部隊指揮権を移譲されたことは重要な意味を持つ。それは、平時の海軍部隊の派遣は、在留邦人の保護のために行われる可能性が高く、改正以前は在留邦人保護をめぐる部隊派遣には閣議決定を必要とし、海軍の行動は内閣によってある程度の拘束を受けざるをえなかった。しかし、軍令部は天皇に直隷しており、在留邦人保護という政府の政策判断に重大な問題であっても、軍令部が政府の方針に反して部隊の派遣、行動を行えることを、この改正は可能とした。

第5章

第2次海軍補充計画の策定過程が軍令部の強硬化の結果、海軍省が抵抗できなくなっていく。また、第2次海軍補充計画を含む昭和9年度海軍予算を巡って、海軍と大蔵省とが対立した。これは、海軍部内における海軍省の権限が軍令部側に移譲されたことにより、第2次海軍補充計画や昭和9年度海軍予算が、膨大な予算要求という結果となったことを示している。このように、海軍省の優位性は確実に侵されていった。

また、ジュネーブ一般軍縮会議の1932年12月の攻撃的艦船を縮小し、防御的艦船を増大するという海軍方針が以後の軍縮方針の指針となっていた。海軍の対外戦略構想は、海軍穏健派層が中心である海軍省（軍政機関）の主導権を低下させたことで、海軍強硬派層が中心であった軍令部（軍令機関）が中心となって、対外方針の策定を行っていった。

第6章

従来、「軍政系」「政軍協調系」を排除したと評価されてきた大角人事は、「軍令系」「純軍事系」の最強硬層である「加藤・末次グループ」を排除した側面もあった。大角人事がまず1933年から「海軍軍縮条約体制」の継続を視野に入れた「軍政系」「政軍協調系」を排除していった。その結果、軍令部を中心とした「軍令系」「純軍事系」が海軍の政策の主導権を掌握し、対外政策を強硬化させることとなり、「海軍軍縮条約体制」からの脱却を促進させた。一方、1934年7月の岡田啓介内閣成立を機に「加藤・末次グループ」も排除されていく。しかしながら、総体的には1933年以降の海軍部内の人的状況は、「軍令系」を中心とした系統へと変化していった。

終章

戦間期の海軍の特徴は、次の4点が挙げられる。①編制権と統帥権とが分離して認識、運用されてきたことが、ロンドン海軍軍縮条約における統帥権干犯問題を契機に編制権の一部が統帥権に包含されたこと。②「軍政系」「政軍協調系」「軍令系」「純軍事系」という海軍部内の人的構成は、満州事変を契機として変化をもたらし、大角人事によって「軍政系」「政軍協調系」の穏健層が、「軍令系」「純軍事系」の強硬層がそれぞれ排除され、伏見官軍令部総長という皇族総長を絶対的権威者とする体制へと変化したこと。③その過程で、海軍省（軍政機関）と軍令部（軍令機関）との組織構造は、海軍省優位の体制から海軍省、軍令部が対等の関係となる制度的改変が行われたこと。④「軍政系」「政軍協調系」が政府と協調して維持してきた「海軍軍縮条約体制」が、海軍の組織構造の変化によって、「軍令系」「純軍事系」が掌握する軍令部を中心に脱却する方向性を主導したことが挙げられる。

このように、1930年代前半期の海軍は、統帥権と編制権の認識の変化、海軍省（軍政機関）と軍令部（軍令機関）との関係性、海軍部内の人的関係が相互に関連しあい、海軍の政策が決定されていったと結論付けた。